

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

介護保険制度における全国の介護予防居宅サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした（（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、医療施設がみなしで行っている（介護予防）訪問看護及び（介護予防）通所リハビリテーションを除く。）。

平成23年10月1日現在

	調査対象 施設・事業所 数 1)	回収施設・ 事業所数 2)	集計施設・ 事業所数 3)	回収率 2)/1)	(参考) 調査対象外 施設・事業 所数 4)
介護予防居宅サービス事業所					
介護予防訪問介護事業所	27 252	21 310	20 830	78.2	192
介護予防訪問入浴介護事業所	2 192	1 904	1 837	86.9	37
介護予防訪問看護ステーション	5 900	5 295	5 103	89.7	37
介護予防通所介護事業所	27 343	23 634	23 481	86.4	191
介護予防通所リハビリテーション事業所	6 411	5 950	5 829	92.8	42
介護予防短期入所生活介護事業所	7 682	7 190	7 177	93.6	71
介護予防短期入所療養介護事業所	5 077	4 751	4 561	93.6	43
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	3 328	2 998	2 991	90.1	11
介護予防福祉用具貸与事業所	6 988	5 364	5 169	76.8	64
特定介護予防福祉用具販売事業所	7 203	5 526	5 326	76.7	64
地域密着型介護予防サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護事業所	3 580	3 174	2 989	88.7	25
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	2 451	2 114	2 099	86.3	7
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	10 380	9 270	9 144	89.3	81
介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	4 305	3 969	3 961	92.2	42
居宅サービス事業所					
訪問介護事業所	28 016	21 793	21 315	77.8	194
訪問入浴介護事業所	2 387	2 073	2 002	86.8	40
訪問看護ステーション	6 047	5 410	5 212	89.5	42
通所介護事業所	28 527	24 528	24 381	86.0	196
通所リハビリテーション事業所	6 536	6 061	5 948	92.7	42
短期入所生活介護事業所	8 050	7 533	7 515	93.6	73
短期入所療養介護事業所	5 243	4 906	4 726	93.6	43
特定施設入居者生活介護事業所	3 520	3 170	3 165	90.1	11
福祉用具貸与事業所	7 165	5 431	5 212	75.8	64
特定福祉用具販売事業所	7 220	5 538	5 336	76.7	65
地域密着型サービス事業所					
夜間対応型訪問介護事業所	146	113	103	77.4	-
認知症対応型通所介護事業所	3 859	3 423	3 254	88.7	27
小規模多機能型居宅介護事業所	2 928	2 502	2 486	85.5	7
認知症対応型共同生活介護事業所	10 645	9 501	9 484	89.3	83
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	173	152	152	87.9	-
地域密着型介護老人福祉施設	466	450	450	96.6	3
居宅介護支援事業所	33 517	28 628	27 705	85.4	233
介護保険施設					
介護老人福祉施設	6 254	5 955	5 953	95.2	57
介護老人保健施設	3 719	3 534	3 533	95.0	38
介護療養型医療施設	1 888	1 739	1 711	92.1	6

注：1) 調査対象施設・事業所は、平成23年5月2日以降サービスが増加した等の施設・事業所も含む。

2) 回収施設・事業所数は、調査した結果、回収のあった施設・事業所数である。

3) 集計施設・事業所数は、回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

4) 東日本大震災の影響により調査票を送付していない施設・事業所数である。詳細は2頁参照。

3 調査の時期

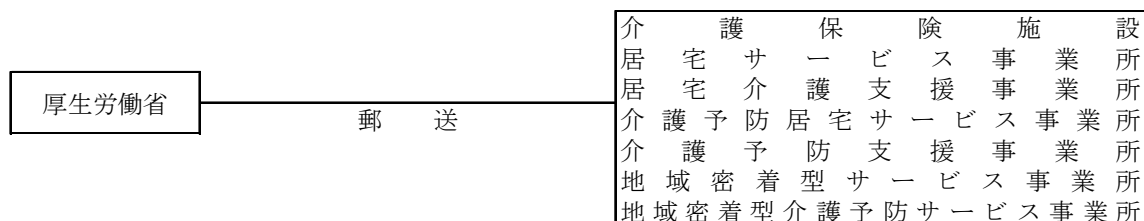
平成23年10月1日

4 調査事項

- (1) 介護保険施設
開設・経営主体、定員、在所者数、従事者数、居室等の状況等
- (2) 居宅サービス事業所等
開設・経営主体、利用者数、従事者数等

5 調査の方法及び系統

介護保険施設、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所等の管理者が調査票に記入する方式とした。



※調査方法及び系統について

調査票の配布・回収について、平成20年調査までは都道府県・指定都市・中核市が実施していた（一部の調査票については郵送）が、平成21年調査から厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送に変更した。

6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

- (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0

- (2) 回収施設・事業所のうち活動中の施設・事業所について集計した。
- (3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (4) 施設・事業所数は10月1日現在、利用者数は9月中の利用者の数である。
ただし、以下の事業所、施設の利用者数、在所者数は9月30日24時現在の数である。
 - ・ 介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設
 - ・ 介護予防特定施設入居者生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所
 - ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所
 - ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- (5) 複数のサービスを提供している事業所は、それぞれのサービスを提供している事業所数に計上している。例えば、1事業所において介護予防サービスと介護サービスを提供している場合、それぞれのサービスを提供している個々の事業所数に計上している。
- (6) 東日本大震災の被災地域（津波による浸水地域及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による警戒区域等を含む市町村）に所在する施設・事業所（2,131施設・事業所）は調査を見合わせた。

【調査を見合わせた市町村】

宮城県 石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県 相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村